



ひらた行政だより



新型コロナワクチン接種が始まりました



接種の順番

①医療従事者等 : 概ね接種が終了しました。

②65歳以上の高齢者 : 下記の日程で実施しております。

1回目接種	2回目接種
5月15日(土)	6月5日(土)
5月16日(日)	6月6日(日)
5月22日(土)	6月12日(土)
5月23日(日)	6月13日(日)

③高齢者施設等の従事者 : 接種時期は、調整中です。

④基礎疾患のある方(※) } 6月下旬に接種券等を送付する予定です。

⑤60～64歳の高齢者 } 接種は、7月以降になります。

⑥上記以外の一般の方 : ワクチンの供給量等を踏まえ、順次ご案内いたします。

※基礎疾患とは…

1. 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ・ 慢性の呼吸器の病気・腎臓病・慢性の肝臓病(肝硬変等)
- ・ 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
- ・ 糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ・ 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- ・ 免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
- ・ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- ・ 染色体異常
- ・ 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- ・ 睡眠時無呼吸症候群
- ・ 精神疾患の治療のため入院している方、精神障害者保健福祉手帳や療育手帳、自立支援医療を所持している方

2. 基準(BMI 30 以上)を満たす肥満の方

お問合せ先 健康福祉課 ☎55-3119

(裏面へ続く)

毎週水曜日は午後七時まで窓口延長を実施しています。

道路上に張り出した

樹木の剪定・伐採にご協力ください

樹木や生垣が張り出していると、歩行者や車両の通行の妨げになるだけでなく、折れ木・倒木・落枝（葉）などの原因で交通事故につながる恐れがあります。

次のような状況がみられる土地の所有者は、樹木の伐採や枝払いをお願いします。

- ・ 樹木が道路や歩道へ張り出している状態
- ・ 樹木が枯れ、枯枝の落下や倒木の恐れがある状態
- ・ 樹木などの道路への張り出しが建築限界を超えている状態

私有地から道路上にはみ出している樹木等は、土地の所有者に所有権があるため緊急時を除き、村で伐採や枝払い等（勝手に切ること）ができません。（民法第 233 条）

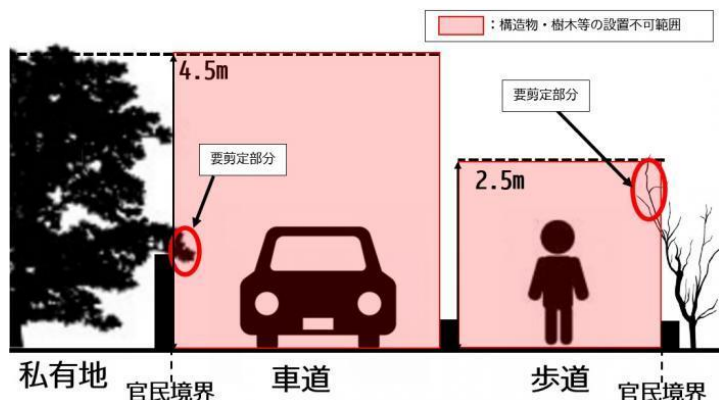
枯木・落枝等や樹木が道路にはみ出していることが原因で事故が発生した場合は、所有者が責任を問われることがあります。（民法第 717 条、道路法第 43 条）

（剪定作業を行う場合の注意点）

- ・ 電線や電話線が近くにある場合は危険を伴いますので、事前に管理をしている東北電力や NTT に連絡してください。
- ・ 作業を行うときは、通行車両、自転車、歩行者の安全を確保し、立ち会いのもとで実施してください。
- ・ 作業により道路の通行に支障が出る場合は、村へ事前にご連絡ください。

道路を快適に利用するため、所有者の責任において、剪定等による樹木の適正な管理をお願いします。

なお、倒木などにより道路の通行に支障がある場合は、土地所有者に連絡のうえ伐採する場合がありますが、災害発生時など緊急時には連絡なく伐採する場合もありますのでご理解ください。



※道路の建築限界とは

道路法第 30 条及び道路構造令第 12 条では、自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、車道の上空 4.5m、歩道の上空 2.5m の範囲に通行障害となるものを設置してはならないと規定されています。